

健康福祉部しようがいしゃ支援課所管の公の施設の指定管理者の指定について

1. 対象施設

- ① 国立市障害者センター
- ② くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ

2. 検討経過

令和6年11月25日	くにたち福祉会館、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろに係る指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールを庁議報告
令和7年5月19日	各施設の令和8年度以降の指定管理に関する方向性について、庁議において市の考え方を集約
令和7年7月8日	令和7年度第1回指定管理者選定委員会を開催し、指定期間、選定基準等に対し、委員から意見を聴取
令和7年8月6日	令和7年度第2回指定管理者選定委員会を開催し、指定期間、選定基準等を集約
令和7年8月27日	指定管理者選定委員会から受領した報告書、今後のスケジュール等を庁議報告
令和7年9月	事業者に事業計画書等の提出を依頼
令和7年10月14日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会を開催し、国立市障害者センター及びくにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの指定管理者の指定申請者から提出された事業計画書等を審査
令和7年11月4日	庁議において、指定管理者選定委員会からの報告書を受けて、現指定管理者を引き続き指定管理者の候補者として選定することを確認

3. 指定管理者の候補者の概要

施設名	名称及び代表者	本社（主たる事務所）及び設立年月日	目的及び事業内容等
①国立市障害者センター	社会福祉法人	国立市富士見台2丁目	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会定款（抄）

	国立市社会福祉 協議会 会長 喜連 元昭	38番地の5 設立年月日（認可） 昭和46年5月13日	<p>第1章 総 則 (目的)</p> <p>第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、東京都国 立市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業 の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福 祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(10) 略 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12)～(16) 略</p> <p>第11章 公益を目的とする事業 (種 別)</p> <p>第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事 業を行う。</p> <p>(1) 障害者自立促進事業 (2)～(7) 略 2 略</p>
②くにたち心身障害者通 所訓練施設あすなろ	社会福祉法人 国立市社会福祉 協議会 会長 喜連 元昭	国立市富士見台2丁目 38番地の5 設立年月日（認可） 昭和46年5月13日	社会福祉法人 国立市社会福祉協議会定款 (抄) 略

4. 市による検討結果

- (1) 国立市障害者センター
 - ① 施設の管理運営方法

本施設については、指定管理者制度による運営とすることで、民間経営のノウハウの有効活用により、住民サービスの向上や経費削減等を図ることができる。また、運営法人の行う他の事業と連携することで、本事業においても相乗効果が得られることが期待されるため、引き続き指定管理者制度を活用した管理運営を行うこととした。

② 指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）について

候補者の選定については、以下の理由から公募によらないこととし、現在の指定管理者である社会福祉法人国立市社会福祉協議会（以下「国立市社協」という。）に、事業計画書を含む申請書類の提出を求めた。提出された申請書類について、国立市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を受け、妥当と評価された場合に、国立市社協を候補者として選定することとした。

ア 本施設で生活介護事業を行う「あさがお」の特性と、国立市社協及び支援員への高い評価があること。支援員は、利用者が発する情報を丁寧に分析し、求めているものが何かを理解することや、利用者本人にとって分かりやすい情報伝達手段を常に考えているので、利用者と支援員の関係はとても良好である。また、生活介護事業で、定期的に行っている第三者評価においても、利用者・保護者会から高い評価を得ていることが確認されており、利用者等は現状の国立市社協の管理に満足し、安心して通わせることができている。さらに、給食においても、地域の食材を取り入れるなど工夫しながら、栄養のバランス等を図り、利用者等からは献立が素晴らしいと高く評価されている。

イ 利用者である重度の知的しうがいしゃは、その特性上、環境変化に極端に弱く、良好な状態にある利用者と支援員との関係性を継続することが、利用者の支援の観点では重要であること。通所施設の支援員が、運営上の都合により大きく変化してしまうと、利用者は環境の変化に耐えられず、通所が困難になるリスクが非常に高いこと。

ウ 市内の生活介護事業所との連絡会を主催し、地域ネットワークにおける核となる事業所として役割を果たしていること。国立市社協は、CSW活動等、地域に密着した様々な事業を取り込んでおり、同法人が通所事業を行うことで、より重層的かつ一体的な支援の提供が行え、地域福祉の強化及び地域での生活を総合的に支援していくことに大きくつながることが期待できること。

③ 指定期間について

福祉人材難の状況において、特に非常勤職員の入れ替わりが多いとの指摘がある。そのような経験の少ない職員であっても、重度の知的しうがいしゃに対し、その方のしうがい特性を踏まえた高度な支援が行えるようにするには、長期的な育成が必要であること、計画的に安定して事業運営を行う必要があることなどの理由から、指定期間はこれまでと同様5年間とした。

（2）ぐにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ

① 施設の管理運営方法

本施設については、指定管理者制度による運営とすることで、民間経営のノウハウの有効活用により、住民サービスの向上や経費削減等を図ることができる。また、運営法人の行う他の事業と連携することで、本事業においても相乗効果が得られることが期待されるため、引き続き指

定管理者制度を活用した管理運営を行うこととした。

② 指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）について

候補者の選定については、以下の理由から公募によらないこととし、現在の指定管理者である国立市社協に、事業計画書を含む申請書類の提出を求めた。提出された申請書類について、選定委員会による審査を受け、妥当と評価された場合に、国立市社協を候補者として選定することとした。

ア 重症心身障害者通所施設である本施設の特性と、国立市社協及び支援員への高い評価があること。支援員は利用者が発する情報を丁寧に分析し、求めているものが何かを理解することや、利用者本人にとって分かりやすい情報伝達手段を常に考えており、利用者と支援員の関係はとても良好である。また、生活介護事業で、定期的に行っている第三者評価においても、利用者から高い評価を得ていることが確認されている。利用者は現状の国立市社協の管理に満足し、安心して通うことができていること。

イ 利用者である重症心身障害者は、その特性上、環境変化に極端に弱く、良好な状態にある利用者と支援員との関係性を継続することが、利用者の支援の観点では重要であること。通所施設の支援員が、運営上の都合により大きく変化してしまうと、変化に耐えられず、通所が困難になるリスクが非常に高いこと。

ウ 地域の社会資源としての役割を發揮できるよう取組を行っていること。支援者の腰痛予防講座を開催する等の新たな取組を行っている。また、国立市社協は、CSW活動等、地域に密着した様々な事業を取り込んでおり、同法人が通所事業も行うことで、より重層的かつ一体的な支援の提供が行え、地域福祉の強化及び地域での生活を総合的に支援していくことに大きくつながることが期待できること。

③ 指定期間について

福祉人材難の状況において、特に非常勤職員の入れ替わりが多いとの指摘がある。そのような経験の少ない職員であっても、重症心身障害者に対し、その方のしうがい特性を踏まえた高度な支援が行えるようにするには、長期的な育成が必要であること、計画的に安定して事業運営を行う必要があることなどの理由から、指定期間はこれまでと同様5年間とした。

5. 選定委員会による審査

指定申請者から提出された事業計画書、収支計画書及び選定委員会におけるヒアリングを基に、候補者の審査が行われた。審査の結果、施設運営の更なる向上のため、下記の付帯意見が出されたが、国立市社協が候補者に認定された。

(付帯意見)

- ・会費及び寄付収入増の取組など、さらなる自主財源の確保に努められたい。
- ・国立市社会福祉協議会の認知度向上のため、利用者以外に対する広報に努められたい。
- ・これまで取り組んできた求人チラシの配布やリファラル採用等を踏まえ、市とも協力をしながら人材確保に努めるとともに、人材育成に

も注力されたい。

6. 今後の予定について

令和8年1月 指定管理者の指定

令和8年3月 指定管理料、管理運営方法等を定めた協定の締結

令和8年4月 新たな指定期間の開始

以上